

第82号 平成28年7月15日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

編集・発行

衛生検査所業  
公正取引協議会

東京都千代田区紀尾井町3番27号  
剛堂会館ビル3階  
TEL&FAX (03) 3263-2440

# 公取協ニュース

## 平成28年度通常総会を開催 - 高松 -

衛生検査所業公正取引協議会の第32回通常総会が、去る5月20日(金)、高松市のサンポートホール高松において、日本衛生検査所協会の定時総会に引き続き盛大に開催された。同総会では、平成27年度事業報告・決算報告、平成28年度事業計画案・予算案等の議案に続き、公正競争規約の一部改正案、常務理事の選任についてそれぞれ提案のとおり承認された。

総会の議長には岡内伸介四国地区協議会代表幹事(四国中検)が選任され、議事審議が行われた。

### 第1号議案 平成27年度事業報告及び決算報告に関する件

事務局が平成27年度事業報告及び決算報告について説明を行った後、東俊一監事から監査報告が行われ、提案のとおり承認された。



### 第2号議案 平成28年度事業計画案及び予算案に関する件

事務局が平成28年度事業計画案及び予算案について説明。事業計画案では、規約違反の未然防止のための研修会の開催や定期調査の実施など従来からの事業のほか、調査手続きの明確化・透明化を図るために「規約遵守状況調査マニュアル」の見直し、規約の一部改正、「公取協のご案内」(パンフレット)改訂版の発行など新規事業についても提案され、いずれの事業についても提案のとおり承認された。



### 第3号議案 公正競争規約の一部改正に関する件

事務局が、規約の改正については総会の議決が必要であることから議案として提案したものであり、今回の改正は、規約の法的位置付けを明確にするために行うものである旨の説明を行った後、提案のとおり承認された。

### 第4号議案 常務理事の選任に関する件

事務局が、事務局体制の明確化のため、顧問の吉武三男氏を常務理事として選任することについて提案説明し、提案のとおり承認された。なお、任期は平成29年5月の通常総会終結時まで。

すべての議案審議が終了し、久川芳三副会長が閉会の挨拶を述べ総会を閉幕した。

# ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ 平成28年度事業計画 ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

第32回通常総会において平成28年度事業計画が、提案の通り承認された。

国民の医療に対する期待が高まっている中にある、臨床検査のデータは、一般消費者（患者）に提供される医療サービスの内容を左右する重要な要素の一つであることに鑑み、会員が一丸となって規約の遵守を徹底し、公正な競争の維持・促進を通じて医療サービスの健全な発展に寄与していくことが求められている。

こうした中にあって、今年度は、医療機関はもとより一般消費者からの信頼を高めていくために、また、規約の遵守が経営の健全化に寄与することからも、規約が当業界の正常な商慣習として定着することを目指し、会員に対する規約研修会の開催、会員及び医療機関等向けの「公取協のご案内」（パンフレット）改訂版の作成・配付など、規約の理解をより一層深めるための活動に取り組む。事業計画の概要は次のとおり。

## 1 研修会の実施等、規約違反の未然防止への積極的取組

- (1) 会員向け研修会・説明会の実施
- (2) 個別事前相談への対応

## 2 規約違反事案等に対する調査・措置等

- (1) 定期調査の実施（8月1日開始予定）
- (2) 隨時調査の充実

(3) 調査マニュアルを見直し、効率的に調査活動が行えるよう、調査手続きの明確化・透明化を図る。

## 3 公正競争規約の一部改正

規約の法的位置付けを明確にするため、規約第1条に景品表示法の根拠規定を明記する。

## 4 会員向けの広報活動

- (1) 「公取協のご案内」（パンフレット）改訂版の作成・配付
- (2) 公取協ニュースの発行
- (3) 公取協ホームページの充実
- (4) F A Q（Q & A集）の拡充

## 5 対外的な広報活動等

- (1) 「公取協のご案内」（パンフレット）の改訂版を全国の医師会、会員の取引先医療機関等にも配付する。
- (2) 医療関係の業界誌等を活用して、規約の周知徹底を図る。

## 6 関係省庁及び他団体との連携

## 7 独占禁止法を遵守した公正な競争の促進

## 8 組織の拡大・強化

# 公正競争規約の改正

従来から、規約について説明するときには、「景品表示法第〇〇条の規定に基づき公正取引委員会と消費者庁長官の認定を受けたものである」との説明を行ってきたが、実際の規約の条文規定にはそのことが記載されていなかった。

そこで、本年4月1日から施行された改正景品表示法において、規約の根拠規定が第11条から第31条に繰り下がったのを機に、下記（次ページ掲載）のように、規約の目的に景品表示法の根拠規定を挿入する改正を行った。

6月27日付で公正取引委員会及び消費者庁の認定があり、この旨、7月8日の官報に告示され同日から施行された。

この改正により、規約は業界の自主規制ルールではあるが、業界が好き勝手に設定したものではなく、景品表示法に定める要件、手続きに従って定められたものであることが明確になり、対外的にも説明しやすくなるものと思われる。

(下線部が変更箇所)

変更後	変更前
(目的) 第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、 <u>不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)</u> 第31条第1項の規定に基づき、衛生検査所業における不当な景品類の提供を制限することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	(目的) 第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、衛生検査所業における不当な景品類の提供を制限することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

## 附 則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

## 調査マニュアルの改正

規約違反被疑行為の調査については、各地区協議会の調査委員によって行っているところ、具体的な調査の手続きについて、あらかじめ会員に十分な理解を得ておくことにより、スムーズに調査が行えるようになる。

今回、会員の理解を得やすくするため、調査手続きの明確化・透明化を図るための規約遵守状況調査マニュアルの見直しを行った。

具体的には、守秘義務規定の追加、定期調査以外で規約違反情報を提供する際の記載様式(下表)及びその調査についての本マニュアルの準用規定の追加などである。なお、紙面の都合で、今回新たに追加した記載様式のみ以下に示した。調査マニュアル本体、調査フロー図、新旧対比表は、当協議会のホームページ(会員専用ページ)により確認していただきたい。

平成　年　月　日																								
<b>衛生検査所業公正取引協議会 御中</b>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">会 社 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">担 当 者</td> <td>部 署 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>連絡先電話番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		会 社 名				代表者名				所 在 地				担 当 者	部 署 名			氏 名			連絡先電話番号			
会 社 名																								
代表者名																								
所 在 地																								
担 当 者	部 署 名																							
	氏 名																							
連絡先電話番号																								
<b>規約違反情報報告書</b>																								
<p>公正競争規約で禁止されている景品類の提供行為に該当する疑いのある情報に接しましたので報告します。早急に調査を実施し、改善措置をとるようお願いいたします。</p>																								
<p>1 景品類を提供している検査所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">検査会社名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>営 業 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				検査会社名				営 業 所																
検査会社名																								
営 業 所																								
<p>2 景品類の提供先医療機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">病 院 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				病 院 名				所 在 地																
病 院 名																								
所 在 地																								
<p>3 景品類の内容 (次のどれに該当するものか○印を付してください)</p> <p>ア 医療器材・機器の提供　イ 労務・役務の提供　ウ 長期無料検査      エ その他 ( )</p>																								
<p>4 病院等から聞いた規約違反情報 (項目ごとに記入してください)</p>																								

① 誰からの情報提供か			
ア 院長　イ 事務長　ウ 技師長　エ その他 ( )			
② ①の情報を入手した日 (平成 年 月 日頃)			
③ 無償提供を申し出たとされる検査会社の担当者 (分かれる範囲で記入してください)			
ア 直接の営業担当者　イ 担当者の上司 ウ その他 ( )			
④ 既に無償提供を行っていると聞いた (平成 年 月 日頃から)			
⑤ 今後、無償提供することを約束していると聞いた (平成 年 月 日頃から)			
⑥ 提供する又は提供されている景品類の内容 (種類、数量など具体的に記載)			
-----			
⑦ 無償提供の申出をした検査会社と病院との取引について (病院から聞けた範囲内でお答えください。該当するものに○印を付す)			
ア 引き続き無償提供を受けられるので取引を継続する。			
イ 今後、無償提供を受けることができるで取引することになった。 (取引開始: 平成 年 月 日から)			
ウ 景品提供の申出があったが取引開始に至っていない。 エ その他 ( )			
⑧ 特記事項 (病院から聞いた話の内容あるいは「当社は無償提供ができないと伝えた ら、他社が入った」こと等、上記以外の情報を寄せください。)			
-----			
(注) 景品類の無償提供に関する資料(書類)がありましたら添付してください。			

## 公取協 内閣府特命担当大臣表彰を受賞

当衛生検査所業公正取引協議会は、「衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の運用機関として、昭和59年10月に設立され、平成26年10月には設立30周年の節を刻んできた。こうした中、去る6月13日に開催された一般社団法人全国公正取引協議会連合会の定時総会の会場において、当協議会が「景品表示適正化功績者」として内閣府特命担当大臣（消費者担当）から表彰を受けた。

表彰式には久川芳三副会長が出席し、連合会会員78公正取引協議会の代表者及び消費者庁、公正取引委員会の幹部の出席のもとで、河野太郎大臣から表彰状を受けた。

このたびの受賞は、当協議会がこれまで取り組んできた、規約遵守・定着への積極的な活動が評価されたもの。

今後も引き続き、規約の遵守活動を通じて、一般消費者（患者）の利益確保と衛生検査業界における公正な競争を確立し、医療に対する国民の安心・信頼の確保に努めて参りたい。



受賞者を囲んでの記念写真



河野大臣から表彰状を授与される久川副会長

## ◆ ◆ ◆ 公取協連合会の総会開催 ◆ ◆ ◆

全国78の公正取引協議会で構成される一般社団法人全国公正取引協議会連合会の平成28年度定時総会が、6月13日、東京霞が関の霞が関ビル35階「東海大学校友会館」において開催された。

今年度は、会長の改選が行われ、平野伸一（ビール酒造組合会長代表理事）が新会長に選任されるなど、予定の議題が滞りなく承認された。

来賓として出席した消費者庁の真渕博表示対策課長からは、事業の変化に対応した活発な規約の運用を期待する。また、公正取引委員会の田辺治取引企画課長からは、独占禁止法、下請法など公正取引に関する法令の遵守にも努めていただきたいなどと、連合会及び会員公取協の活動に期待している旨の挨拶があった。

総会終了後、消費者庁による景品表示適正化功績者の表彰式に移行した。

表彰は、規約の適正な運用を通じて、景品表示法の目的達成に顕著な功績があった者に授与されるものであり、今年度は、当公取協のほか医薬品卸公取協と公取協役員3名が受賞した。



78公取協が参集した連合会総会

## 27年度定期調査結果及び28年度の予定

過去3年間は真空採血管の無償提供行為を主に、改善指導を目的とした活動に取り組んできたが、昨年5月の通常総会において「真空採血管の無償提供行為に対する違反措置への切り替えについて」を採択し、今後、規約に抵触する事案が発生した場合には、「規約違反措置基準」に則り措置を探ることとされた。

こうした状況も踏まえ、3年ぶりに、規約で禁止されている景品類の提供行為全般を対象として、他社の違反行為についての情報提供を求める調査を実施した。また、調査票は、27年度新たに会員本社に設置した「公正競争規約運営責任者」宛にEメールにより送付し、社内全営業所分の情報のとりまとめを依頼する方法を採用した。

- ① 調査票の発送日 平成27年9月 1日
- ② 回答締切日 平成27年9月24日
- ③ 調査対象 111社(全会員の本社)
- ④ 回答(率) 97社(87%)
- ⑤ 調査結果 2件の情報提供

2件の情報のうち、具体的な規約違反に係る情報提供が1件あり、該当地区協議会の調査委員会において、「規約違反遵守状況調査マニュアル」に基づき事実関係の確認調査を行った。その結果、調査時点において、既に違反行為は解消されていることが判明したことから、「規約違反措置基準」に基づいた措置は採らないこととされた。

28年度においても規約違反行為を積極的に把握するため、下記スケジュールにより全会員を対象に調査票を配布して情報収集を行い、違反行為が認められた場合は所要の措置を講ずる。

- |          |   |
|----------|---|
| ア 調査開始時期 | 平成28年8月   |
| イ 調査対象時期 | 平成27年9月～平成28年8月の1年間   |
| ウ 調査実施方法 | ①会員各社の規約運用責任者に対しEメールにより調査票を送付。<br>②提供された違反被疑情報について各地区協議会調査委員による事実確認調査 |
| エ 調査結果   | 違反行為者に対する措置決定(平成28年12月中を目途)   |

また、規約違反の拡大防止のため、規約違反行為に対しては迅速に処理する必要があることから、会員に対し前期定期調査以外においても情報提供を呼びかけ、違反行為に係る情報に接した場合には迅速な対応を行う。

規約は全員が遵守することによって効果が上がる。規約の完全遵守を目指す。会員各位のご協力をお願いしたい。

## 「公取協のご案内」の改訂版作成

平成26年5月に、会員はもとより、医療機関等への規約概要や当協議会の活動内容の説明、理解促進を目的に、「公取協のご案内」(パンフレット)を作成配布した。

昨年、規約の根拠法の「景品表示法」が改正され、本年4月から施行されている。この改正により、景品に関する規定が第3条から第4条に、規約に関する規定が第11条から第31条に繰り下がった。

そこでこれを機に、当協議会の「公取協のご案内」の内容を刷新するとともに、医療関係景品制限告示及び公正競争規約・施行規則を合体した改訂版を作成・発行(8月頃予定)することとした。

会員各位には、社内への説明と、取引先医療機関等への説明資料としてご活用いただきたい。なお、公取協事務局からも関係行政機関及び全国の医師会等関係団体に配布する。

## 規約遵守強化月間

公取協では、毎年、8月～12月を「規約遵守強化月間」と定め、規約の完全遵守に向けて、会員向け研修会・説明会の実施、規約遵守状況定期調査の実施、医療機関向けパンフレットの配布、業界誌広告掲載など、規約への理解を深めるための活動を強化することとしている。

## 新会員紹介

3月及び5月開催の理事会において次の3施設の入会が承認された。これにより、5月20日現在の会員数は376となった。

- ① (株)保健科学東日本 大宮
- ② (株)シー・アール・シー 佐賀検査所
- ③ (株)シー・アール・シー 福江検査所

## 景品表示法違反事件処理状況

### ○平成27年度（6月17日消費者庁発表より作成）

事件の内容	消費者庁による処理			都道府県による処理 措置命令(平成26年11月までは「指示」)
	措置命令	指導	合計	
表示事件	13(30)	150(294)	163(324)	3(3)
景品事件	0(0)	28(19)	28(19)	0(0)
合計	13(30)	178(313)	191(343)	3(3)

- 注 ①消費者庁長官は、景品表示法に違反する事実があると認めたときは、行為の差し止め、一般消費者の誤認を排除するための措置、再発防止のための措置などを命じる「措置命令」を行う。また、措置命令を行うに足る事実が認められなかった場合であっても、景品表示法に違反する疑いがあるときは是正措置をとるよう「指導」している。
- ②都道府県知事は、景品表示法に違反する事実があると認めるときは、その行為の取りやめなど必要な事項を「指示」（行政指導の範疇）していたが、景品表示法の改正により、平成26年12月以降は消費者庁長官と同様の「措置命令」が行えることになった。
- ③「指導」の「表示事件」と「景品事件」の分類は推計。（ ）内は平成26年度。

### ○主な事例

景品事案についての措置命令は行われていないので、不当な表示についての措置命令の概要を次のとおり例示する。

#### (1) 事実の概要

ココナッツジャパン（株）は、「エクストラバージンココナッツオイル」と称する食品及び「エクストラバージンココナッツオイルカプセル」と称する食品を一般消費者に販売するに当たり、平成26年3月頃から平成27年11月頃までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「ココナッツオイルで認知症の予防・改善」、「ココナッツオイルでガン予防」、「ココナッツオイルでウイルス感染を防ぐ」、「ココナッツオイルが心臓病を予防する理由」、「ココナッツオイルがアルツハイマー病に効果がある理由」、「ココナッツオイルに含まれるのは中鎖脂肪酸ですから、すぐにエネルギーとなってくれるため体内に溜まることはありません。むしろ体内に溜まっている脂肪をエネルギーに換えてくれるので、便秘だけでなく、ダイエットにも効果を期待することができます。」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取することにより、認知症、ガン等の各種疾病を予防する効果等が期待できるかのように示す表示をしていた。

消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

#### (2) 命令の概要

①前記表示は、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること、②再発防止策を講じて、役員及び従業員に周知徹底すること、③今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、同様な表示を行わないこと。

## 独占禁止法違反事件処理状況

### ○平成27年度（5月25日公正取引委員会発表より作成）

		措置命令等	警告	注意	計
私的独占					0
カルテル	価格カルテル	2		5	7
	入札談合（官公需）	4			4
	受注調整（民需）	1			1
	その他		4	4	8
小計		7	4	9	20
不公正取引	優越的地位の濫用			51	51
	再販売価格の拘束			17	17
	不当廉売		2	4	6
	その他			14	14
小計			2	86	88
合 計		7	6	95	108

### ○不当廉売について

会員から照会の多い不当廉売について整理すると次のとおり。

#### (1)考え方

事業者の効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得することは、企業努力又は正常な競争過程を反映せず、これにより他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあり、公正な競争秩序に悪影響を与える不当な廉売行為は、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

独占禁止法では、不当廉売について「①供給に要する費用を著しく下回る対価で②継続して供給することであって、③他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」と規定していることから、少なくとも①のラインをクリアすると思われる仕入価格を下回ることがないような販売価格設定に留意する必要があろう。

#### (2)公正取引委員会の対応状況

##### ア. 違反行為の未然防止のため

事業活動の中でどのような行為が実際に違反となるかを具体的に示したガイドラインを作成・公表（一般的なもの、小売業の商品別（酒、ガソリン、家電）、公共調達など）。

##### イ. 違反行為の処理

愛知県常滑市に所在する石油製品小売業者2社は、それぞれが運営する給油所において、平成27年11月18日から10日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いで、今後このような行為を行わないよう警告。その他4件について不当廉売につながるおそれがあるとして注意。

また、この他にも、ガイドラインに基づき迅速処理により注意したものが841件あり、その内訳は次のとおり。

業種	酒類小売業	石油製品小売業	家電製品小売業	その他	計
注意件数	490	341	3	7	841



## ◇平崎副会長 大阪府知事表彰を受賞



大阪府知事表彰を受賞した平崎副会長

衛生検査所業公正取引協議会の副会長として、また、日本衛生検査所協会の副会長、日本衛生検査所近畿支部名誉支部長として、長きに亘って衛生検査所の地位向上、臨床検査の発展に尽くされてこられている平崎健治郎氏（株式会社ファルコホールディングス取締役会長）が、5月6日、大阪府平成28年度憲法記念日知事表彰を受賞された。同氏は、衛生検査所の精度管理の充実、学術、技能の向上等に努め、大阪府民が安心して暮らせるよう地域医療推進に貢献してきた功績が認められ、今回の受賞となった。

## Q & A



**Q.** 平成26年度に2度にわたり景品表示法が改正され、本年4月1日から2度目の改正法も施行になったと聞いているが、最終的にはどのような形になったのか。

**A.** レストランにおけるメニューの不当表示の多発を機に、法の執行力強化を図るための改正が行われた。主要な改正点は、都道府県知事にも消費者庁長官と同様な権限（措置命令）が与えられたことと、不当表示を行った事業者に経済的不利益を課す課徴金制度を導入したことである。

これらの法改正により、「景品類の制限及び禁止」に関する規定は3条から4条に、「不当な表示の禁止」に関する規定は4条から5条に、公正競争規約に関する規定は11条から31条に、条文の繰り下がりが生じたが、規定内容そのものの変更は行われていない。

## 新しい事務局体制の紹介

4月から、昨年度退職したベテランの山田直樹氏の後任者がようやく着任し、新しい事務局体制がスタートした。

新しい事務局長には、小番（こつがい）久典氏（62才）が就任した。ご案内の通り、同氏はエスアールエル社の出身で、当業界を隅から隅まで知り尽くした大ベテラン。今後の活躍が期待される。また、もう一つの新しい体制として、対外的に立ち位置をわかりやすくするため、顧問の吉武三男氏を常務理事に選任した。



事務局長に就任した  
小番氏



## 編集後記

過大な景品付き販売は、一社が行えば、競争事業者は顧客の誘引力を強めるため、さらに高額豪華な景品を提供するようになるなど、景品による競争がエスカレートし、際限なく拡大するといわれている。このような性質を持つ過大な景品付き販売を効果的に規制し、業界内に拡散するのを未然に防止するため、景品表示法に基いて業界自らが自主的に守るべきルールを定めたのが公正競争規約。

当業界が30年来取り組んできた規約の適正な運用により、着実にその効果が上がってきてている。「景品表示適正化功績者表彰」の受賞を機に、改めて規約の厳正な運用に努めていく。（吉）